

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第4回定例会

令和2年11月30日開会

令和2年 月 日閉会

2・4定

議案第 1 号

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

---

2・4定

議案第 2 号

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

2・4定

議案第 3 号

令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

---

2・4定

議案第 4 号

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

---

令和2年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和2年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

2・4定

議案第 7 号

令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

---

2・4定

議案第 8 号

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

国家公務員の給与改定に準じるために、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

国家公務員の給与改定に準じるために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

第1条 旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年旭川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附則第3項中「者（施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び改正前の法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用を行われていた者で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事するものを除く。）」を「者」に、「と前項」を「（この場合において、第10条中「給与条例第16条の4（）」とあるのは「旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年旭川市条例第 号）第1条の規定による改正前の旭川市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第16条の4（）」と、「給与条例第16条の4第4項」とあるのは「改正前の給与条例第16条の4第2項中「額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。」を「額とする。」と、同条第4項」と、第19条中「給与条例第16条の4（）」とあるのは「改正前の給与条例第16条の4（）」と、「給与条例第16条の4第

4項」とあるのは「改正前の給与条例第16条の4第2項中「額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。」を「額とする。」と、同条第4項」とする。）と前項」に改める。

附則第4項中「なる改正前の法」を「なる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下この項において「改正前の法」という。）」に改める。

第2条 旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年度から」を「令和3年度から」に、「令和2年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の125」とあるのは「100分の25」と、令和3年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の125」を「令和3年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の127.5」に、「令和4年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の125」を「令和4年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の127.5」に、「令和5年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の125」を「令和5年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の127.5」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条（附則第3項の改正規定（「者（施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び改正前の法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用を行われていた者で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事するものを除く。）」を「者」に改める部分に限る。）及び附則第4項の改正規定に限る。）の規定による改正後の旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(説 明)

会計年度任用職員への移行に係る経過措置に係る規定を整備するために、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「, 6月に支給する場合には100分の225, 12月に支給する場合には100分の220」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第2条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「, 6月に支給する場合には100分の225, 12月に支給する場合には100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附則第2項中「第4条第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」に、「100分の225」を「100分の222.5」に、「100分の195」を「100分の192.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の225」を「, 6月に支給する場合においては100分の225, 12月に支給する場合においては100分の220」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」を「第3条の4第2項」に改める。

第2条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「, 6月に支給する場合においては100分の225, 12月に支給する場合においては100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附則第2項中「第3条の4第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」に、「100分の225」を「100分の222.5」に、「100分の195」を「100分の192.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市支所設置条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市支所設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市支所設置条例等の一部を改正する条例

(旭川市支所設置条例の一部改正)

第1条 旭川市支所設置条例（昭和30年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表旭川市西神楽支所の項中「旭川市西神楽南1条3丁目」を「旭川市西神楽南2条3丁目」に改める。

(旭川市公民館条例の一部改正)

第2条 旭川市公民館条例（昭和34年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表旭川市西神楽公民館の項中「旭川市西神楽南1条3丁目」を「旭川市西神楽南2条3丁目」に改める。

(旭川市農村地域センター条例の一部改正)

第3条 旭川市農村地域センター条例（平成2年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

講堂			円 750	円 1,000	円 1,000
研 修 室	和	西神楽	210	280	280
	室				

」を

「

研 修 室	和	西神楽	円 210	円 280	円 280
	室				

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年3月8日から施行する。

#### (説 明)

旭川市西神楽支所及び旭川市西神楽公民館の位置を変更する等のために、旭川市支所設置条例等の一部を改正しようとするものである。

## 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

## 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「特定同一世帯所属者」を「特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）」に、「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号から第4号まで中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第2項中「所得（以下「公的年金等所得」という。）」を「所得」に、「限る。以下「特定公的年金等控除額」という」を「限る」に、「する。」を「，「110万円」とあるのは「125万円」とする。」に改める。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に，「次項」を「附則第6項」に，「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を「その年」に，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第5項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に，「附則第4項に規定する特例基準割合」を「附則第5項に規定する還付加算金特例基準割合」に改める。

附則中第13項を第14項とし，第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「前2項のいずれか」を「附則第4項又は第5項」に改め，同項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

6 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において，前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは，年0.1パーセントの割合とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和3年1月1日から施行する。ただし，附則第2項の改正規定（「する。」を「，「110万円」とあるのは「125万円」とする。」に改める部分を除く。）は，公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例（第17条第1項の改正規定及び附則第2項の改正規定（「する。」を「，「110万円」とあるのは「125万円」とする。」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は，令和3年度分の保険料から適用し，令和2年度分までの保険料については，なお従前の例による。

3 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例附則第4項から第7項までの規定は，延

滞金及び還付加算金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附則第7条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「次項」を「第3項」に、「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を「その年」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）」が」に、「同条」を「同項」に、「附則第7条第1項に規定する特例基準割合」を「附則第7条第2項に規定する還付加算金特例基準割合」に改め、同条第3項中「前2項のいずれか」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第6号アの改正規定

及び附則第7条第2項の改正規定（「同条」を「同項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市介護保険条例第3条第1項第6号アの規定は、平成30年8月1日から適用する。

（適用区分）

3 この条例（附則第7条の改正規定（同条第2項の改正規定中「同条」を「同項」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の旭川市介護保険条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（説 明）

延滞金及び還付加算金の割合等の特例に係る規定を整備する等のために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

旭川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「次項」を「第3項」に、「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を「その年」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）」が」に、「附則第2条第1項に規定する特例基準割合」を「附則第2条第2項に規定する還付加算金特例基準割合」に改め、同条第3項中「前2項のいずれか」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の旭川市後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(説明)

延滞金及び還付加算金の割合等の特例に係る規定を整備するために、旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例  
の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（平成13年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4項中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第4条及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）」に、「同法」を「旧地方税法」に改め、同表備考第5項中「地方税法」を「旧地方税法」に、「同法」を「旧地方税法」に改める。

別表第2備考第4項及び第5項中「地方税法」を「旧地方税法」に、「同法」を「旧地方税法」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い、旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正しようとするものである。

## 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

## 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例

旭川市学校給食共同調理所条例（昭和43年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

旭川市立緑新小学校共同調理所	旭川市神楽岡4条5丁目
----------------	-------------

」を

「

旭川市立緑新小学校共同調理所	旭川市神楽岡4条5丁目
旭川市立共栄小学校共同調理所	旭川市豊岡2条10丁目

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立共栄小学校共同調理所を設置するために、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第24号を第25号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 腎臓内科

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(説 明)

診療科目を新たに設けるために、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

定住自立圏形成協定の変更について

鷹栖町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表創業支援事業の項の次に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支

	<p>援に係る事業に対し、支援を行う。  あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。  甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。  乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町

鷹栖町長

定住自立圏形成協定の変更について

東神楽町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表創業支援事業の項の次に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支

	<p>援に係る事業に対し、支援を行う。  あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。  甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。  乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長

定住自立圏形成協定の変更について

当麻町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項の前に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支

	<p>援に係る事業に対し、支援を行う。  あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。  甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。  乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長

定住自立圏形成協定の変更について

比布町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項の前に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支

	<p>援に係る事業に対し、支援を行う。  あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。  甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。  乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町

比布町長

定住自立圏形成協定の変更について

愛別町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項の前に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支

	<p>援に係る事業に対し、支援を行う。  あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。  甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。  乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡愛別町字本町179番地

乙 愛別町

愛別町長

定住自立圏形成協定の変更について

上川町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項の前に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

別表第2中イの表をウの表とし、アの表をイの表とし、同表の前に次のように加える。

ア 地域公共交通

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の公共交通の充実を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。
----------------	-------	--

	公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市  
旭川市長

上川郡上川町南町180番地

乙 上川町  
上川町長

定住自立圏形成協定の変更について

東川町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表創業支援事業の項の次に次のように加える。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支

	<p>援に係る事業に対し、支援を行う。  あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。  甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。  乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町

東川町長

定住自立圏形成協定の変更について

美瑛町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表成年後見制度の利用支援体制の充実の項の前に次のように加える。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

別表第1ウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項の前に次のように加える。

高校・専門学校・大学における自治体連携	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。
	甲の役割	圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。 生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。 生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。

別表第1エの表に次のように加える。

公共施設の相互利用の促進	取組の内容	公共施設の効率的な利用を図るため、相互利用や利用情報の共有化を促進し、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、乙と連携して検討を行う。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、甲と連携して検討を行う。

別表第1中エの表をオの表とし、ウの表の次に次のように加える。

エ 産業振興

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。

	乙の役割	乙の区域内の住民，観光客等に対し，ICTパークに関する情報を提供するとともに，乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町

美瑛町長

## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

旭川市長 西川 将人

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
第2豊岡団地建替 （2-A）新築工事	変更前 899,800,000 変更後 904,578,730	令和2年 11月12日	議案第21号契約の締結 について （令和元年6月19日）



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出

旭川市長 西川 将人

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 工 事 名     | 第2豊岡団地建替（2-A）新築工事   |
| 2 契 約 金 額   | 899,800,000円  |
| 3 契約の相手方    | 橋本川島・吉宮・菅原・多東共同企業体<br>株式会社橋本川島コーポレーション<br>吉 宮 建 設 株 式 会 社<br>株 式 会 社 菅 原 組<br>株 式 会 社 多 東 組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き）  |